

## 第1章 基本原則に関するコメント

### 一 中国法の改正前後の比較

評価の基軸は、二つある。一つは日本法との比較。今一つは、中国法の改正前後の異同比較それ自体。こうした二つのアプローチによって、中国改正法が目指そうとする新たな方向性を評価することができよう<sup>1)</sup>。後者の観点で、基本原則に係る変更はほとんど見られないが、いくつかの興味深い変化がある。

①民事訴訟においては、信義誠実の原則を遵守しなければならない（新13条1項）

②人民調解委員会による調解前置主義の廃止（旧16条の削除）

この点については、改正法が調解と訴訟の相互連携を改善している面があり、たとえば、「調解先行規定」（新122条）を新設し、「当事者が人民法院に提訴した民事紛争について、調解に適する場合には、先に調解を行うものとする。ただし、当事者が調解を拒んだ場合はこの限りでない。」とする旨の新規定が導入されているほか、他方で、調解合意司法確認事件（新194条以下、日本法の即決和解に相応する制度のようである）が新たに導入されるなど、こうした点を踏まえて、慎重に検討する必要がある。裁判所外の調解合意について、中立な第三者調解組織主宰の下に合意されたものに限定はされるが、強制執行が認められるようになっている。これには、当事者のみの和解は含まれない。

---

1) なお、中国民事訴訟法改正の概略につき、白出博之「中国民事訴訟法修正案（草案）について」国際商事法務40巻2号（2012年）、中国民訴法の主要な改正点につき、全人大法律委員会での審議報告書をベースにして作成したものと、同「中国民事訴訟法の改正について」国際商事法務40巻11号（2012年）、その他、同「中国民事訴訟法の改正条文について」ICD NEWS 53・54・56号（2012年・2013年）参照。2012年8月成立の新民訴法以前の中国民事訴訟法につき、小嶋明美『現代中国の民事裁判』（成文堂・2006年）。改正前の論稿ではあるが、下記論稿が極めて有益である。張衛平「中国民事訴訟法の特徴」（同「中国民事訴訟法の現状と改正課題」（国際民間商事法センター等主催による講演）、平成21（2009）年3月16日付が公表されている）。

### ③裁判を受ける権利の保障の明記（新123条）

#### ④検察官による裁判監視権限

人民検察院は、民事訴訟に対して法的監督を行う権限を有する帰結として、旧法以来、裁判所の判決に再審事由がある場合に抗訴（再審提起）できる（新208条）といった監督権限を有する。新法でも、検察官権限規定はほぼ従前どおりであるものの（14条〔人民検察院による監督〕）、この監督範囲が、旧法では、「人民検察院は、民事裁判活動に対して法的監督を行う権限を有する。」とされていたもので、このたび、民事執行、民事調解を含む「民事訴訟」分野全般に拡大されている。また、前述の抗訴制度が存置され、検察建議（新208条2項）がこれを補完するものとして、改正法により新設されており、検察官による裁判監視権限は強化されたとも評価しうる。

## 二 中国法と日本法の比較

以下では、民事訴訟の基本原則等（主として5条から16条）につき、主として日本法との比較からコメントする。法的三段論法によって具体的事案を司法判断する営みに両国の差異はないが、「比較」となると必ずしも容易ではない。用語の真の意味を理解するには、言語の持つ文化的背景や意味内容の沿革など、押さえておくべきことは多いが、ここではほぼ漢語表現の形式レベルで基本原則をどう受け止めたかを指摘することでその責めをふさぎたい。

「人治から法治へ」との急速な法制度整備を目指す中央政府の基本方針、他方では、地方保護主義がなお根強く見られる実務。そのはざまに、現に様々な矛盾が紛争として顕在化する社会への対処として、行政救済から司法救済をも含めたシステムへの転換を目指そうとする方向性が一つ見えてきたと全体評価できる。以下、基本原則について、コメントする<sup>2)</sup>。

### 1 訴訟上の権利平等の原則

民事訴訟法の基本原則は、憲法の原則を具体化する。8条によれば、「民事訴訟の当事者は平等な訴訟上の権利を有する。人民法院は民事事件の審理にあつ

---

2) 北浜法律事務所中国プラクティス・チーム「中国民事訴訟法《条文・日中比較・要点解説》〔1〕」国際商事法務43巻4号（2015年）504頁以下参照。